

県の動き 1

那覇空港自動車道 豊見城・名嘉地IC空港側出入口 通行規制のお知らせ

豊見城・名嘉地インターチェンジ (IC) 空港側出入口は令和5年7月頃から通行できなくなります。豊見城・名嘉地インターチェンジ (IC) 東側出入口は引き続き通行できます。交通渋滞など、ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

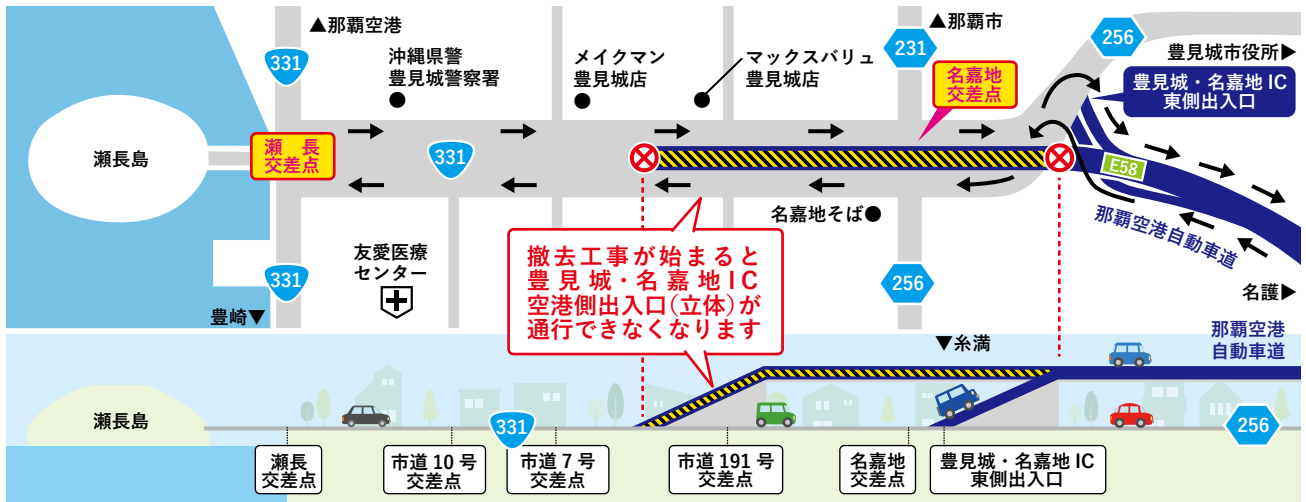
工事情報は
こちら!



工事に関する問い合わせ

電話：0120-119-778
(専用ダイヤル・6月1日から開始)

沖縄総合事務局
南部国道事務所 調査第一課
電話：098-862-5325



問い合わせ

道路街路課 電話：098-866-2390 FAX：098-866-2664

県の動き 2

ハンセン病問題を知っていますか?



■ハンセン病とは

ハンセン病は病原性の弱い細菌による感染症です。発病すると、手足などの末梢神経が麻痺するといった症状が現れることがあります。現在の日本の衛生状態などを考えると、感染し発病することはほとんどなく、たとえ発病しても、早期発見と適切な治療で、後遺症を残すことなく治るようになっていきます。

■今なお残る偏見・差別の苦しみ

かつて、当時の「癩予防法」により、ハンセン病患者を療養所に収容し、隔離する施策が行われ、国・県は住民と一体となって患者を地域から排除する「無らい県運動」を行い、患者や家族への偏見や差別が強まりました。病気が治り、隔離政策が終わった今でも、多くのハンセン病回復者と家族は、偏見・差別による心の傷を持ったまま、過去を隠して暮らしています。

■一人一人の人権が守られる社会に向けて

偏見や差別をなくすためには、正しい知識を持つこと、自分のこととして相手の気持ちを想像していただくことが大切です。ハンセン病問題を通して、私たちが暮らす社会と人権について考えてみませんか。

「ハンセン病に関する正しい知識を普及する月間」パネル展・作品展

日時：令和5年6月14日(水)～7月3日(月)
場所：県立図書館

■ハンセン病元患者家族に対する補償金制度について

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」に基づき、ハンセン病回復者ご家族の方々に對して補償金が支給されます。請求期限は令和6年11月21日までです。お心当たりのある方は下記の専用相談窓口にご連絡ください。

厚生労働省 補償金担当窓口 電話：03-3595-2262
受付時間 10:00～16:00 (月曜日～金曜日。土日祝日等を除く。)

ハンセン病のことを
詳しく知りたい方は…



●沖縄愛楽園交流会館 (名護市済井出1192)

電話：0980-52-8453

●宮古南静園ハンセン病歴史資料館・人権啓発交流センター (宮古島市平良字島尻888)

電話：0980-72-5321

問い合わせ

地域保健課 電話：098-866-2215 FAX：098-866-2241



6月は土砂災害防止月間です
土砂災害から身を守る3つのポイントを確認

